



日本学術会議「安全保障と学術に関する検討委員会」が審議してきた「軍事的安全保障に関する声明」が、2017年3月24日開催の第243回幹事会で決定されました。声明全文は日本学術会議のホームページ(<http://www.scj.go.jp>)に公表されています(巻末に掲載)。

研・学9条世話人会では、2015年度に防衛省が初めて導入した、「軍学共同」、研究資金提供制度を危惧しており、日本学術会議現会長が学長を務める豊橋技術科学大学がいち早くこの制度に呼応し、採用されたことに危機感を感じています。とりわけ、学術会議会長が検討委員会発足を提案した際に、商業新聞紙上で、軍隊とも呼べるものになった自衛隊を容認し、軍事研究の必要性を述べたことを批判してきました。昨年7月には「大学・研究所の軍事研究の実態」と題する対話集会を開催し、集会参加者からの要請をうけ「『軍学共同』に関わる学術会議の検討委員会についての『見解』」をまとめ、2016年9月12日付けで学術会議会長と検討委員会委員長宛てに送付しました。

今回決定された「軍事的安全保障に関する声明」についての、研・学9条世話人会としての「見解」と、「声明」の決定前に投稿された、検討委員会(案)についての論考を掲載します。

学術会議幹事会で決定された、

『軍事的安全保障に関する声明』について (研・学9条の会の「見解」)

日本学術会議の幹事会で決定された『軍事的安全保障に関する声明』(以下「声明」)では、冒頭に、日本学術会議が大学等の研究機関における軍事的安全保障研究が学術の健全な発展と緊張関係にあることを確認し、1950年、1967年に発した「戦争を目的とする科学の研究は絶対にこれを行わない」旨の二つの総会声明を継承することを宣言している。われわれはこの宣言に全面的に賛同する。

さらに、研究の自主性・自律性を担保する必要性を訴え、防衛装備庁のすすめている『安全保障技術研究推進制度』が政府による研究への介入を招く危険性があることを指摘し、学術を健全に発展させるための民生分野の研究資金の充実を訴えていることに強く同感する。

研究者の自戒として軍事的安全保障研究と見なされる可能性のある研究について、その適切性を技術的・倫理的に審査する制度を当該機関に設けるよう要請しており、大学・研究機関及び学協会が真摯に応えることを強く望む。

われわれは当初から防衛省の研究資金提供を危惧し、とりわけ、学術会議会長が検討委員会発足提案に際して述べた、自衛隊を容認し、かつ、軍事研究成果の利用にデュアル・ユースの面があるとして、軍事研究の必要性を述べた考えに批判を行ってきた(本会ニュース51号)。

「声明」には、研究の適切性を巡って科学者コミュニティが一定の共通認識を持つことの必要性を指摘した上で、その形成に、学術会議が今後に亘って係わって行くことを表明している。われわれはこれに期待し、個人として、また、研究機関としてこれにこたえて行かなければならないと考える。

われわれはこの『声明』を大変重要なものと考えており、学術会議幹事会の決定を心より歓迎する。会員諸氏、各研究機関および研究員諸氏がこれを尊重し、対応して行くことを願っている。

さらに『声明』の重要さに鑑み、この声明が学術会議総会の総意として決定されることを強く望むものである。

2017年3月25日 筑波研究学園都市研究所・大学関係9条の会世話人会

学術会議検討委員会『軍事的安全保障に関する声明(案)』について

研・学9条の会・KEK九条の会 高松邦夫

学術会議「安全保障と学術研究に関する検討委員会」が11次にわたる委員会の議論を重ねた末、去る3月7日にフォーラムを開催、『軍事

的安全保障に関する声明(案)』を提出した。『案』は冒頭に次のように述べる(以下『ゴシック・イタリック』引用は案文を示す)。

『日本学術会議が1949年に創設され、1950年に「戦争を目的とする科学の研究は絶対にこれを行わない」旨の声明を、1967年には同じ文言を含

む「軍事目的のための科学研究を行わない声明」を発した背景には、科学者コミュニティの戦争協力への反省と、再び同様の事態が生じることへの懸念があった。われわれは、大学等の研究機関における軍事的安全保障研究が学術の健全な発展と緊張関係にあることをここに確認し、上記2つの声明を継承する。』この宣言に全面的に賛同する。

『案』はさらに続けて、国民の負託に応えた学術研究の健全な発展のためには『…歴史的な経験をふまえて、研究の自主性・自律性が担保されなければならない』ことを指摘、『防衛装備庁の《安全保障技術研究推進制度》(2015年度発足)では、…、政府による研究への介入が著しく、学術の健全な発展という見地から問題が多い。むしろ必要なのは、科学者の自主性・自律性が尊重される民生分野の研究資金の一層の充実である』ことを述べる。続いて、近年の科学研究成果の軍事目的への転用について懸念を記し、そのうえで自戒として、『大学等の各研究機関は、施設・情報・知的財産等の管理責任を有し、自由な研究・教育環境を維持する責任を負うことから、軍事的安全保障研究と見なされる可能性のある研究について、その適切性を技術的・倫理的に審査する制度を設ける』必要性を指摘する。このことを学協会にも求め、それをまた、科学者個人のみならず科学者のコミュニティにおける共通認識まで形成する必要性を論じ、学術会議は今後に亘ってこのような議論のために寄与してゆくことを宣している。これらの宣言に賛同する。

ただ、『軍事的安全保障研究と見なされる可能性のある研究について、その適切性を技術的・倫理的に審査する制度を設ける』とする文言が『軍事的安全保障』研究に関わることを、あたかも、条件付きで、或いは、状況により許しているかのごとき誤解を生むことが、余分な心配かもしれないが、懸念される。今、個人的な強い要望を述べれば、国の安全保障と防衛の意味とその採り方、及び、軍事研究(自衛のためという武器は存在せず、結果として大量破壊/大量殺戮兵器開発に行き着く兵器研究)の持つ意味とその実際について、学術会議としての、明確な考えの提示が強く望まれる。昨年、学術会議会長が検討委員会の発足を提案した際に、単純に軍事研究の是非を論ずるだけでなく、国家の安全保障への寄与、並びに、自衛隊を容認したうえで、自衛権を掲げ、自衛目的のためにと限定しながら軍事研究を禁ずるわけにはゆかない事、更に、軍事研究のデュアルユースと称して、あたかも“軍事研究成果”の民間への転用に意義があるかの如き論を展開した(2016年7月新聞所載氏の論考)。ここでは軍事研究を是とする所論の展開の上で、国家の安全保障、国の自衛権、そして軍事研究の必要性と単純な三段論法を展開している。この論点はすべての点で日本国憲法と関わっている。検討委声明案は、今後亘って問題に関与するであろうことを述べているが、学術会議としては、自然科学者の倫理の問題と局限するだけでなく、広く人文・

社会科学者を含めた学術会議傘下の研究者の叡智を結集して、関わる全般的考えをこの時点でも明らかにすることが国民の負託に応える義務であると思え、切望される。実際、研究者を対象に実施されている軍事研究の是非を問うアンケートでは、現下の国際情勢にあって、国の防衛に関わって軍事研究やむなしとの議論が回答に見られ、また、学生を対象にした筑波大学新聞のアンケートでは、軍事研究の是非という一般的設問というより、『軍事転用を見据えた技術の研究の是非を問う』ことが行われている。これらの動向に対して丁寧な議論を醸成し、共通の認識に到達することが望まれる。

研・学9条の会は上記諸点、筑波大学新聞による学生に対する軍学共同アンケートに関わって、また、前記学術会議会長の論考に関わって考えを示し、対話集会を開催し検討してきた(それぞれ、研・学9条の会ニュース50号2016年5月刊、及び、同51号2016年8月刊、同52号2016年10月刊、同53号2017年1月刊を参照)。

検討委員会で議論されたことであろうが、一点、「声明」で触れられていない点について述べる。我々の検討において、また、学術会議の検討においても企業における軍事研究と兵器輸出、軍需産業について触れていない。嘗て、「産学共同」について我々は議論を重ねた。産業界を通じて科学研究が軍事技術研究に巻き込まれてゆく実態は、新しい産学共同の問題として提起され、今後の大きな課題である。米国防総省を通じた軍事研究とともに、産業界を通じた軍事研究は、勿論、科学者の倫理として強い規制が掛かるものであろう。大企業中心に産業界の軍事貢献については今後亘って共通の認識の土壌を培ってゆかなければならない。

2015年、日米軍事協定を改定、「新ガイドライン」を締結、それが敷いたレールの上に強行採決された「安法(戦争法)」が戦争を準備し、それは早々と南スーダンにおいて実績を積んでいることは周知のこととなっている。同時に、戦争法と共に両輪をなす「共謀罪」法案の閣議決定がいま画策されている。このような状況のもとで、「軍学共同」は新ガイドラインの示す通り戦争法を支える役割、直接戦争を準備するとともに世界に兵器を供給する「死の商人」を支える役割を為す。この明らかな事態から目をそらすことはできない。

恒久平和を念願し、諸国民の公正と信義に信を置き、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇・行使を紛争解決の手段としては放棄し、戦力の保持と国の交戦権を禁じた日本国憲法の前文と平和条項に基礎を置くときに軍事研究を禁ずることは自明のこととなるが、そのうえでなお、自衛のための方策が一般に懸念されている。国際政治に深く関わって議論されなければならない事柄であろう。広く、人文・社会・自然科学者の叡智を結集する必要がある所以で、将に、学術会議の果たすべき役割が存する。

(2017年3月20日記)

本稿投稿後、2017年3月24日に学術会議幹事会が検討委員会声明案をほぼ原形のまま確認して学術会議声明とした。学術会議幹事会の決定は当面する政治社会情勢に対応するだけでなく、

戦後まもなく確認したことの上に、学術会議として改めて今後の規範を示したものである。声明の重要性に鑑みるならば、本声明が学術会議総会の名において決定されることが重要であると考える。

(2017年3月25日追記)

【資料】(日本学術会議安全保障と学術に関する検討委員会が審議を行い、幹事会で決定した声明)

軍事的安全保障研究に関する声明

2017年3月24日 第243回幹事会

日本学術会議が1949年に創設され、1950年に「戦争を目的とする科学の研究は絶対にこれを行わない」旨の声明を、また1967年には同じ文言を含む「軍事目的のための科学研究を行わない声明」を発した背景には、科学者コミュニティの戦争協力への反省と、再び同様の事態が生じることへの懸念があった。近年、再び学術と軍事が接近しつつある中、われわれは、大学等の研究機関における軍事的安全保障研究、すなわち、軍事的な手段による国家の安全保障にかかわる研究が、学問の自由及び学術の健全な発展と緊張関係にあることをここに確認し、上記2つの声明を継承する。

科学者コミュニティが追求すべきは、何よりも学術の健全な発展であり、それを通じて社会からの負託に応えることである。学術研究がとりわけ政治権力によって制約されたり動員されたりすることがあるという歴史的な経験をふまえて、研究の自主性・自律性、そして特に研究成果の公開性が担保されなければならない。しかるに、軍事的安全保障研究では、研究の期間内及び期間後に、研究の方向性や秘密性の保持をめぐって、政府による研究者の活動への介入が強まる懸念がある。

防衛装備庁の「安全保障技術研究推進制度」(2015年度発足)では、将来の装備開発につながるという明確な目的に沿って公募・審査が行われ、外部の専門家でなく同庁内部の職員が研究中の進捗管理を行うなど、政府による研究への介入が著しく、問題が多い。学術の健全な発展という見地から、むしろ必要なのは、科学者の研究の自主性・自律性、研究成果の公開性が尊重される民生分野の研究資金の一層の充実である。

研究成果は、時に科学者の意図を離れて軍事目的に転用され、攻撃的な目的のためにも使用されうるため、まずは研究の入り口で研究資金の出所等に関する慎重な判断が求められる。大学等の各研究機関は、施設・情報・知的財産等の管理責任を有し、国内外に開かれた自由な研究・教育環境を維持する責任を負うことから、軍事的安全保障研究と見なされる可能性のある研究について、その適切性を目的、方法、応用の妥当性の観点から技術的・倫理的に審査する制度を設けるべきである。学協会等において、それぞれの学術分野の性格に応じて、ガイドライン等を設定することも求められる。

研究の適切性をめぐっては、学術的な蓄積にもとづいて、科学者コミュニティにおいて一定の共通認識が形成される必要があり、個々の科学者はもとより、各研究機関、各分野の学協会、そして科学者コミュニティが社会と共に真摯な議論を続けて行かなければならない。科学者を代表する機関としての日本学術会議は、そうした議論に資する視点と知見を提供すべく、今後も率先して検討を進めて行く。

関連団体の活動

憲法フェスティバル2017

主催：2017年憲法フェスティバル実行委員会

5月3日(日) 10:30~15:30

水戸市千波公園 はなみずき公園



2017年 憲法フェスティバルへのお願い

今年、日本国憲法が施行されて70年を迎えました。これまで、再び戦争の惨禍を繰り返さないことを誓い、平和国家の歩みを買って来ました。その歴史は、政府による憲法破壊攻撃に対し、憲法を護り生かす国民の不断の努力との闘いでした。そして今、このせめぎ合いがかつてなく激しいトキを迎えています。

昨年強行された戦争法により、戦後初の戦死者がいつ発生してもおかしくないトキ、共謀罪が新設されて思想が監視され弾圧されるトキ、衆参3分の2の議席の力で戦前回帰の憲法に変えられようとしているトキ……

けれども、私たちは座してトキを待つ国民ではなく、主権者です。戦争する国づくりも、自由と人権を踏みしめる監視社会も、沖縄県民の意思に反した辺野古新基地建設も、世論が反対している原発再稼働も、NOと言える主権者です。

孫子の代まで、みんなが平和で幸福に生きられる社会、誰も殺し殺されず、貧困も格差もなく、ひとりひとりが人間として尊重される国であることを願います。だから、声を大にして叫びます。

日本国憲法70年、今こそ出番。ますます輝け！

今年のメインゲストは、日本学術会議前会長で、安全保障関連法案に反対する学者の会等で活躍されてきた広渡清吾氏です。国会前行動や、市民連合の活動など、立憲主義を守る全国の活動に精通した方のお話で希望を見つけましょう。

恒例の「高校生ジャズバンド」や「水戸藩 YOSAKOI 連」による演舞で若者のあふれるエネルギーを感ぜましょう。また、みなさんから寄せられる憲法川柳や9条絵手紙で不安な空気を吹き飛ばしましょう。川柳・絵手紙のご応募をお待ちしています。

その他、多彩なテント企画、楽しく遊べる広場企画も目白押しです。子ども広場やフリーマーケット、沖縄物産展、模擬店など親子連れで一日たっぷり楽しめます。

新緑の千波湖畔にお誘い合わせてお越しください。

研・学9条の会「第21回講演と対話のつどい」のお知らせ

講演：「憲法の視点で日本の安全保障と軍学共同を考える」
田村武夫氏（茨城大学名誉教授：公法学、憲法学）

日時：2017年5月14日（日）13:30～
場所：小野川交流センター1階会議室



“背景”、カンディンスキーの「褐色の中の展開」

第1次大戦後、ワイマール共和国が成立した年に、“新しい芸術、美術運動”を目指して創立された学校バウハウス(Bauhaus)は、1933年、ナチスにより廃校に追い込まれます。初期の頃からカンディンスキー、P. クレー達もこの運動に参加していました。

「褐色の中の展開」は、バウハウス閉鎖直後に描かれた作品で、カンディンスキーは、その後、直ぐにフランスに亡命しています。重苦しい褐色体により圧迫された状況を思わず絵画で、褐色がナチス(軍服)の色とすると、なんとなく彼の心情が分かるような気がします。もちろん、抽象画家であるカンディンスキーは何も言っていませんが。

なんだか、今の日本の“政治・社会”の状況も、大変似通っているように思えるのですが…。(上原)

日本の科学技術政策は総理大臣が議長を務める「科学技術会議」で策定され、自らに諮問するという奇妙な形で作成された答申案に沿って行われます。しかも構成員は議長である、総理大臣が指名することになっています。この「科学技術会議」は1956年につくられ、2014年に「総合科学技術・イノベーション会議」と名称を変えています。

安倍政権下における政府側構成員は、殆どが客観的な歴史を理解できず、非科学的な国粹国家主義を信奉する「日本会議」に属しています。あらためて、国粹的な右翼団体が「総合科学技術・イノベーション会議」を占拠し、日本の科学技術政策を企画、立案しているという現実を認識する必要があります。急展開する「軍学共同」の動きもここで立案されたはずであり、昨年、唐突につくば市の研究機関の理事長に就任した人物も、現学術会議会長と共に「科学技術・イノベーション会議」の議員に指名されています。なお、この理事長が就任した研究機関では、今年度、国立研究機関としては唯一、2件の研究テーマが採択されて、防衛省の予算を受けています。

日本学術会議は、本年3月24日に、「戦争を目的とする科学の研究は絶対にこれを行わない」との、これまでの二つの総会声明を継承するとを決定しました。

われわれはこの決定に全面的に賛同し、各研究機関、大学、そして研究者自らが総会声明の趣旨を尊重し、適切に対応することを願っています。一方、研究の現場では、この学術会議の総会声明を無視しようという動きがあるとも伝えられています。

今一度、憲法の視点に立ち戻りこの状況を考えてみましょう。

〔講師プロフィール〕

田村 武夫氏
茨城大学名誉教授、元副学長、
現在は九条の会茨城県連絡会代表、
茨城県市民連合事務局長、東海第二
原発の再稼働反対運動の実行委員会
代表などを務める。

事務局より

- ◎ 9条の会ニュースの配布は、アドレスを登録されている方には電子メールで、それ以外の方には郵送しています。
- ◎ ニュースの原稿を募集しています。

これまでの賛同者数 837名
2017年3月31日現在

本会では「筑波研究学園都市研究所・大学9条の会アピール」への賛同署名をお願いしています。

- ◎ 「会」へのお問い合わせは
安田公三：TEL/Fax：029-847-3884
武田 潔：e-mail: kiyogeta@yahoo.co.jp